

市制施行 50 周年記念航空写真集作成における協定の締結について

1. 概要

令和2年度の市制施行50周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、市内小中学校等の上空からの記念写真等を撮影し編集した「航空写真集」を作成することとし、協働事業者である国際総合企画株式会社と航空写真集作成における協定を別紙のとおり締結した。

2. 協定内容

(1) 実施内容

① 学校等での撮影

事業者が各学校等との日程調整、準備等を行ったうえで、航空写真（人文字）及び集合写真（全体写真・クラス集合写真）の撮影を実施する。

② 航空写真集の作成

事業者が写真撮影と並行して、写真集の編集・作成作業を行う。

③ データの提供

事業者が撮影した航空写真（人文字）について、写真データを市に提供していただく。提供いただいた写真データは市で二次利用可能とする。

(2) 発行部数

市内小中学校生徒数分及び各学校余分数

(3) 経費負担

写真撮影及び航空写真集作成についての費用は国際総合企画株式会社が負担する。

3. 発行日

令和2年10月（予定）

4. 協働事業者

国際総合企画株式会社

所在地：千代田区外神田3-7-2

電 話：03-3251-3221

市制施行 50 周年記念航空写真集作成における協定

狛江市（以下「甲」という。）と国際総合企画株式会社（以下「乙」という。）は、市制施行 50 周年記念航空写真集の作成に関し、次のとおり締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙の役割を明らかにするとともに、連携及び協力に基づき事業が円滑に実施されることを目的とする。

（事業実施）

第 2 条 甲と乙は適宜連絡調整を図りながら事業の円滑な実施に努めるものとする。

（事業担当）

第 3 条 乙は、全市立小中学校にて航空写真（人文字）及び集合写真（全体集合・クラス集合）の撮影並びに写真販売を行う。また、各種調整から実施までを担当するものとする。なお、航空写真（人文字）については、写真データを甲へ提供するものとし、提供された写真データは甲が二次利用できるものとする。

2 航空写真集作成にあたっては甲、乙の担当者が適宜打ち合わせ、編集を進めるものとする。

3 甲は、撮影が円滑に実施されるよう、教育委員会等関係各部への通達を行うものとする。

（経費負担）

第 4 条 写真撮影に関する経費は、乙が負担するものとする。また、航空写真集作成部数についても一定部数（参加児童数、生徒数及び余分数）までは乙が負担するものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで効力を有するものとする。

（その他）

第 6 条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めない事項に

については、都度協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原俊雄

乙 東京都千代田区外神田三丁目7番2号
国際総合企画株式会社
代表取締役社長 唐澤洋一